

概要版



第4期都城市地域福祉計画

令和7年4月

都城市

第1章 計画策定の背景と意義

(1) 地域福祉計画策定の背景と必要性

これまでと近年の状況

本市は、「市民一人ひとりが安心して健康で暮らせる地域」の実現に向けて、公的サービスの提供に加え、市民や福祉関係団体、NPO法人などと協働し、地域の支援体制を拡充してきました。また、各福祉分野で専門的な相談体制の整備も進めてきています。

しかし、近年では住民の生活環境や社会状況の変化に伴い、新たな問題が顕在化してきています。高齢化による孤独死、ひきこもりや子育て環境、不登校児童生徒の増加、買物弱者の増加など、多種多様な課題が浮き彫りとなっています。さらに、現役世代の減少による担い手不足、人間関係や地縁関係の希薄化なども深刻化しており、これらが自治公民館の加入者減少といった、地域コミュニティ自体の活力低下につながっています。

地域福祉に求められるもの

社会構造の変化とともに生活スタイルが変わるなか、高齢者、障がい者、子どもなど、すべての住民に向けた地域づくりの必要性がますます高まっています。この地域づくりは、小さな問題から大きな問題まで、多様な地域生活課題に個々が主体的に取り組むことを可能にし、それぞれが自分らしさを保ちながら生活できるようにするものです。

また、「支えられる側」や「支える側」といった一時的な関係性に留まらず、分野を超えて資源や人材がつながる社会の形成が求められています。特に地域ならではの住民の結びつきを深めることが重要です。

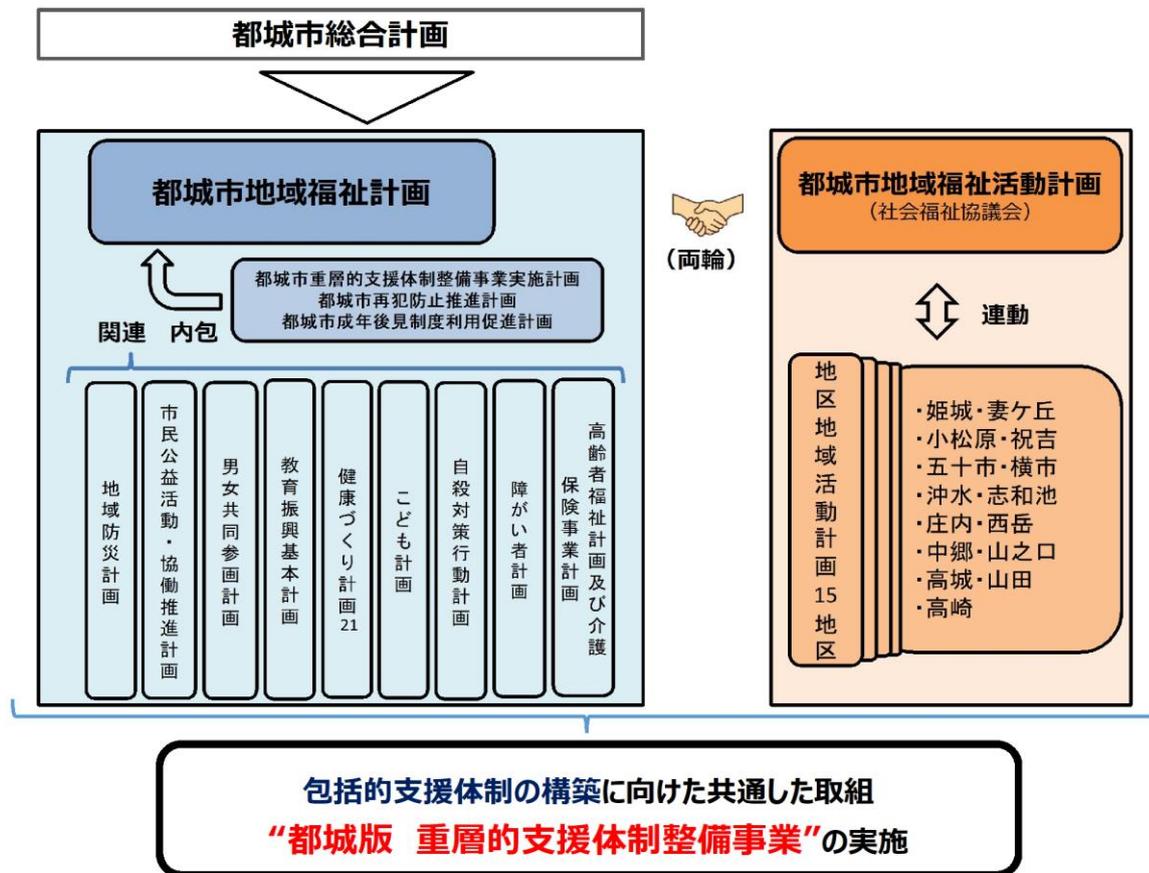
地域福祉計画とは

地域福祉計画は、平成30(2018)年4月の改正社会福祉法第107条における地域福祉の推進に関する事項に基づき、以下の事項を一体的に定める計画として策定することが努力義務化されました。

- ① 高齢者、障がい者、子ども、その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項
- ② 福祉サービスの適切な利用の推進
- ③ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達
- ④ 地域福祉活動への住民参加の促進
- ⑤ 包括的な支援体制の整備
 - ・ 地域住民の参加、拠点の整備、研修の実施、環境の整備
 - ・ 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備、周知
 - ・ 地域の関係者等との連携による課題の早期発見、早期対応による支援
 - ・ 生活困窮者支援等の関係機関によるチーム支援、支援に対する協議、検討の体制整備
 - ・ 支え合い活動による共に支える体制の整備 など

(2) 計画の位置付け及び期間

① 計画の位置づけ



② 計画期間

・ 2025 年（令和 7 年）～2029（令和 11 年） 5 年計画

第 4 期地域福祉計画の各施策の進捗状況を確実に進行管理するため、3 年目に見直しを行い、今後の社会情勢等の変化があった場合にも必要に応じ見直しを行います。

(3) 計画の基本理念及び基本方針

基本理念	安心して健康にずっと暮らしていきたい 共につながり、支え合うまち
------	-------------------------------------

基本方針	分野を超えてみんなで支える体制づくり
	共に支え合うお互い様の地域づくり
	一人ひとりを支える基盤づくり

(4) 計画策定の推進体制

① 策定のプロセス



項目	内容
i 第3期評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・施策ごとの取組についての評価（取組数184） 順調・・・・・・・・・・32.9% やや遅れている・・59.9% 不調、未評価・・・8.1% <p>コロナ禍の影響により、目標達成が困難なものが多かったが、各取組において、工夫し新たな取組方法等を検討する機会となった。令和5年度には多くの取組が再開している。</p> <p>※目標達成が困難となった主な取組 ボランティア活動、地区社協相談窓口、各種セミナー 等</p>
ii 市民アンケート	回答率37.3%（詳細は、第2章に記載）
iii 地域の声	住民アンケートや地区社協へのアンケートにより、住民の声を拾い、計画に反映。
iv ワーキンググループ	庁内関係各課及び社会福祉協議会の合計21名で構成。計画の全体像や取組の方向性等について、関係分野中心に意見を出し合い、計画に反映。
v 策定委員会	庁内外の有識者23名で構成。計画の内容について、それぞれの立場で意見等をいただき、計画に反映。
vi パブリックコメント	市民などから寄せられた意見に対する市の考え方と検討結果を公表。庁内手続きを経て、30日間実施。

② 地域福祉計画に内包する関連計画

- ・都城市重層的支援体制整備事業実施計画
- ・都城市再犯防止推進計画
- ・成年後見制度利用促進基本計画

(5) 社会福祉協議会とのパートナーシップ

パートナーシップ宣言



都城市と都城市社会福祉協議会は、福祉分野において、それぞれの役割や責任を自覚し、対等な立場で連携・協働することを通じて、相互の信頼関係を築き、地域福祉の推進を図ります。

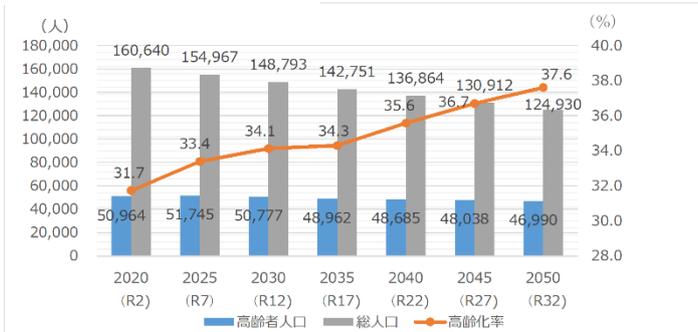
本市と都城市社会福祉協議会は、全国に先駆けてパートナーシップにもとづく地域住民主体の地域福祉計画（第1期平成15年4月策定）を策定して以降、様々な地域福祉に資する活動を協働で展開してきました。

少子高齢化などの急速な社会変化、また複合化・複雑化する福祉的課題に対応するため、より施策的な観点が必要となる中、改めて、行政と社会福祉協議会の役割を明確にし、戦略的にパートナーシップを構築していく必要があります。

第2章 本市の現状と住民の声

(1) 本市の現状

◆高齢者人口・高齢化率



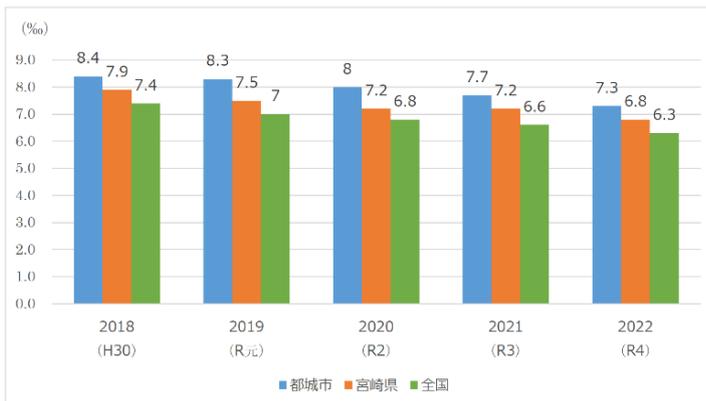
高齢者人口は、令和7年に51,745人でピークを迎え、以降減少していくことが予想されています。ただし総人口の減少幅の方が大きいことから高齢化率は上昇していく予想となっています。

◆障害者手帳所持者の推移



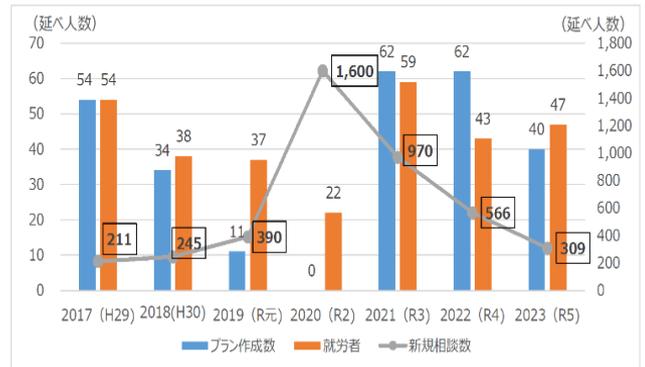
障害者手帳所持者は、3障がい（身体・知的・精神）の中では、身体障がいの割合が最も高くなっており、知的障がい及び精神障がいが増加傾向にあります。

◆出生者数の推移



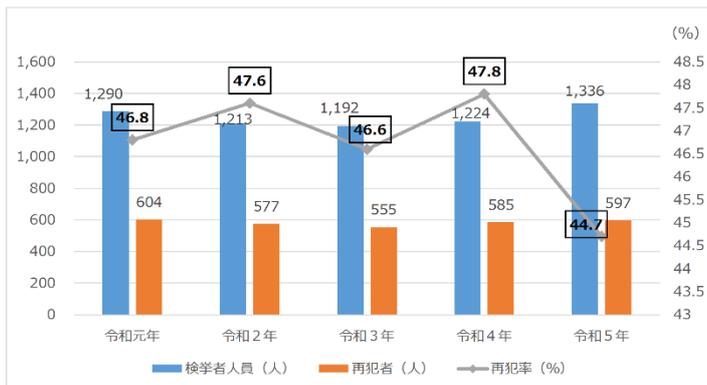
出生数は、全国及び宮崎県に比べて低い減少率となっているものの、出生数は、平成30年から令和4年の5年間で約200人減少しています。

◆生活困窮者自立相談支援事業実績（プラン作成数、就労者、新規相談）



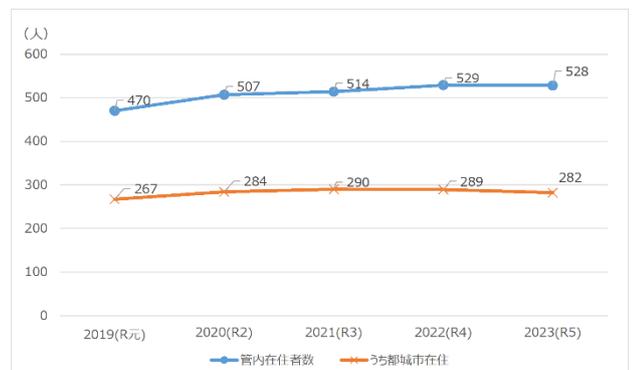
生活困窮者自立相談支援事業の相談者数は平成29年以降増加傾向で、令和2年はコロナ禍の影響により大幅に増加しています。令和3年以降は減少傾向であり、令和5年は令和2年の5分の1程度となっています。

◆刑法犯検挙者中の再犯者数



再犯率は減少傾向にあるものの、検挙者数及び再犯率は増加傾向にあります。

◆成年後見制度利用者数（宮崎家裁都城支部管内）率



成年後見制度の利用者数は、県内は微増であるものの、都城管内は、増えていない状況です。

(2) 住民アンケート

○ アンケート概要

- 調査目的 地域福祉に関する意識や課題を把握し、次期計画の基礎資料とするため
- 調査地域 都城市全域
- 調査対象 市内在住の18歳以上の男女
- 標本数 3,000人
- 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 調査期間 令和6年1月16日～令和6年2月9日

配布数	3,000通
回収数	1,118通
回収率	37.3%

・年齢区分による回答者割合

20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	無回答
1.6%	6.9%	10.9%	11.7%	15.6%	17.7%	19.1%	16.1%	0.4%

(一部抜粋)

◆近所の方との付き合いについて

- ・高齢世帯になるほど立ち話や一緒にお茶を飲む等の親密な関係を築いている方が多い傾向にあります。

◆誰もが安心して暮らせる地域にするために、あなたが重要と考える取組は何ですか

- ・回答した方が多かったものは「子育て環境の充実」、「高齢者への支援（見守り、在宅福祉）」、「人が集まり、気軽に相談できる場をつくる」、「高齢者や障がいのある方が地域で活躍できる機会をつくる」、「住民がお互いに支え合うまちづくりを進める」といった取組でした。

(3) 課題と計画のテーマ

住民アンケートや地域の声を計画に反映し、基本方針を具体化するため3つのテーマを掲げました。

●課題・住民の声

- ・高度化、複雑化する相談に対応するための体制整備の必要性（ふくしの相談窓口と庁内窓口、福祉事業所等の窓口の連携強化）。
- 制度の狭間（既存の制度に該当しないため、支援しにくいこと）への対応の必要性

① “つながる支援体制” の構築と人材の育成

（基本方針「分野を超えてみんなで支える体制づくり」におけるテーマ）

●課題・住民の声

- ・高齢者、単身高齢者の増加により高齢者福祉のニーズが高まっている。
- ・「日常の見守り支援」、「交通の利便性を高める」、「自宅での生活支援サービス」、「人が集まり、気軽に相談できる場の充実」、「移動支援」のニーズが高い。
- 地域団体による身近な福祉活動と行政の連携協働強化の必要性

② 地域との連携協働

（基本方針「共に支え合うお互い様の地域づくり」におけるテーマ）

●課題・住民の声

- ・「災害時における地域での助け合い」、「子育て環境の充実」、「地域コミュニティ推進」、「不登校・孤立防止への対応」へのニーズが高い。
- 多様化する福祉課題への対応の必要性

③ 多様な人々への対応

（基本方針「一人ひとりを支える基盤づくり」におけるテーマ）

第3章 施策の体系と取組展開

(1) 取組の方向性

基本方針1『分野を超えてみんなで支える体制づくり』



子育てコンシェルジュ



温泉施設でのデジタル相談会

テーマ①「“つながる支援体制”の構築と人材の育成」に基づく取組

主な取組

1. 1 相談窓口の充実

1. 1. 1 地域生活課題の早期発見と把握

取組内容
地域包括支援センターや障がい者（児）基幹相談支援センター、生活自立相談センターの機能充実による課題の早期発見

1. 1. 2 各種相談窓口機能の強化、連携

取組内容
「福祉なんでも相談窓口」の開設日数等の増設による相談機能の充実に向けた地区社協と連携した取組

1. 2 包括的な支援体制の仕組みづくり

1. 2. 1 包括的相談支援体制と支援機関の連携・協働

取組内容
子育て世代活動支援センター「ふれぴか」の利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）や、こども家庭センターの母子保健コーディネーターやこども家庭支援員による幼児教育・保育施設等関係機関との連携

1. 3 地域共生社会の実現に向けたデジタル化の推進

1. 3. 1 デジタル化の推進と情報提供・発信の充実

取組内容
高齢者や障がい者等が生活課題の解決に向けて、デジタル技術を活用するに当たり、スマートフォンの使い方等を習得するための支援を行う

1. 4 ソーシャルワークを担う人材の育成

1. 4. 1 ソーシャルワーカー等の育成・連携

取組内容
各種研修の受講によるスキルアップや福祉専門資格の積極的な取得の推進



地域のつながりを大切にした取組

“地域で支え合う”仕組み
それが都城市の地域福祉



市長へ地区社協の活動内容を報告

テーマ②「地域との連携協働」に基づく取組



社会福祉施設等との連携による
避難支援協定締結式
災害発生時における市・社会福祉協議
会・社会福祉施設等連絡会による連携協
定を締結



個別避難計画作成に向けた地域の協議

主な取組

2. 1 地域福祉の応援団づくり

2. 1. 1 地域福祉を推進する人材の発掘と育成

取 組 内 容
地区社会福祉協議会による多様な人材の育成（生活援助員・生活支援員・市民後見人・有償ボランティア等）

2. 1. 2 募金や基金等の活用

取 組 内 容
個人や企業の社会貢献活動の推進に向けた啓発等の実施

2. 1. 3 ボランティア・市民活動の活性化

取 組 内 容
ボランティア基礎講座、専門ボランティア人材育成講座等の研修実施によるボランティア担い手の養成と活動の推進

2. 1. 4 社会福祉法人の公益的取組の推進

取 組 内 容
災害発生時における避難困難者への支援を官民一体による推進

2. 2 地域でつながる機会の充実

2. 2. 1 地域交流を促進する「居場所づくり」の推進

取 組 内 容
各地区活動としての地区公民館、自治公民館、民家を活用した各種サロン活動の推進と活動支援

2. 2. 2 住民や企業による支え合う生活支援

取 組 内 容
みやざき地域見守り応援隊やみやこのじょう地域見守り応援隊、包括連携協定を締結した民間事業者等との連携による孤独死防止等に向けた連携体制拡充

2. 2. 3 地域防災の体制づくり

取 組 内 容
避難行動要支援者名簿を活用した住民の自発的な日頃からの支援体制づくりに向けた「個別避難計画」作成の推進

2. 3 生活困窮者支援の充実

2. 3. 1 生活困窮者の孤立の予防と支援の充実

取 組 内 容
生活自立相談センターの生活困窮者の自立した生活に向けた相談支援や支援プラン作成への体制強化

2. 3. 2 こどもの貧困対策、学習支援、生活支援の推進

取 組 内 容
学習支援の場づくり、学習支援サポーターの養成など、こどもの学習習慣や食育を含む生活習慣を育む取組の推進 学習支援対象者へのアプローチについて、取組を検討

基本方針3『一人ひとりを支える基盤づくり』



ベビーファースト宣言

テーマ③「多様な人々への対応」に基づく取組



成年後見制度に関する講演会



保護司会による社会を明るくする運動

主な取組

3. 1 社会参加の機会の確保・創出

3. 1. 1 社会参加に係る地域資源の充実

取組内容
ひきこもりの状態にある方のニーズに合った社会参加に関する地域資源の拡充・創出

3. 1. 2 障がい者や高齢者の就労支援の充実

取組内容
ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、相談支援事業所と連携した本人の希望・適性に合った就労支援

3. 1. 3 生活を支える移動手段の確保

取組内容
視覚障がい者向け障がい福祉サービスの同行援護や知的・精神障がい者向け障がい福祉サービスの行動援護、移動困難な障がい者全般向け障がい福祉サービスの外出介護等の福祉サービス等による障がい者の移動支援の実施

3. 2 こどもがいきいきと成長できる環境

3. 2. 1 こどもと家庭への支援

取組内容
ライフステージに応じた切れ目のないこども・子育てを支援 (各種子育て支援事業、母子保健コーディネーター、子育てコンシェルジュ等による支援の充実)

3. 2. 2 学校と地域の連携・協働及び福祉教育の推進

取 組 内 容
多様な福祉体験メニューの実施による活動の充実

3. 3 「その人らしく」生きるための支援

3. 3. 1 権利擁護の充実と推進

(都城市成年後見制度利用促進基本計画)

取 組 内 容
中核機関とネットワーク会議・専門職団体・関係団体との連携強化

3. 3. 2 終活に関する支援

取 組 内 容
「人生会議」の周知やエンディングノートの普及・啓発活動の推進

3. 3. 3 ダイバーシティの推進

取 組 内 容
国籍、文化、性別、価値観などの異なる人々が相互に理解を深め、尊重しながら共に生きる多文化共生社会づくりを推進

3. 4 多様な地域生活課題への対応

3. 4. 1 再犯防止対策の推進と関係機関との連携 (都城市再犯防止推進計画)

取 組 内 容
地域における更生保護活動の理解促進にむけての広報・啓発活動

3. 4. 2 自殺対策の推進

取 組 内 容
自殺や自殺対策に関する正しい理解促進のため、ゲートキーパー養成講座の実施

3. 4. 3 居住確保困難者への支援

取 組 内 容
参加支援事業による入居後の見守り支援及び利用者の地域の社会資源・支援メニューとのマッチング

3. 4. 4 虐待防止の取組と支援の充実

取 組 内 容
母子保健の取組による児童虐待の早期発見や予防に向けての見守りや必要に応じて児童相談所と連携した支援の充実

3. 4. 5 孤立防止やひきこもりへの支援

取 組 内 容
アウトリーチ支援や参加支援の推進による継続的な伴走型の支援体制の構築

第4章 本市の重層的支援体制

重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」）は、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった、分野ごとに実施されている相談支援や地域づくりを一体的に行うことができるように、市町村における体制整備を進めていくものです。

重層事業は、地域福祉推進の目的である「地域共生社会の実現」に向けた取組を推進する上で有効な手法であり、本市では令和4年度から事業を実施しています。

また、同事業を適切かつ効果的に実施するため、市町村は重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層計画」）の策定に努めること（社会福祉法第106条の5に規定）とされており、本市では地域福祉計画に内包する形で策定しています。

本市の重層計画には、以下の内容を位置付けています。

① 包括的相談支援事業、地域づくり事業の実施体制に関すること

重層事業の実施に伴い、包括的相談支援の体制整備の一環として、分野を超えた統合型の相談窓口である「ふくしの相談窓口」を令和5年度から市役所庁舎内1階に設置しています。

地域づくりにおいては、地区社会福祉協議会の活動を主軸とした協働体制を推進しています。

② 多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の実施体制に関すること

重層事業において新たに位置付けられた多機関協働事業等を通じて、複合化した課題に対応するため、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」を両輪とした相談支援体制、地域づくりを強化していきます。

③ 重層的支援会議及び支援会議の実施に関すること

重層的支援会議は、個別の支援プランを検討する「随時開催」と、支援関係機関同士の連携・ネットワーク強化等のために行う「定期開催」の2通りの方法で実施しています。

また、支援会議（社会福祉法第106条の6に規定）の設置要綱を定め、支援の同意を得られない世帯の情報共有や、支援の方向性を検討する仕組みとして活用しています。

④ 庁内連携、支援関係機関との連携に関すること

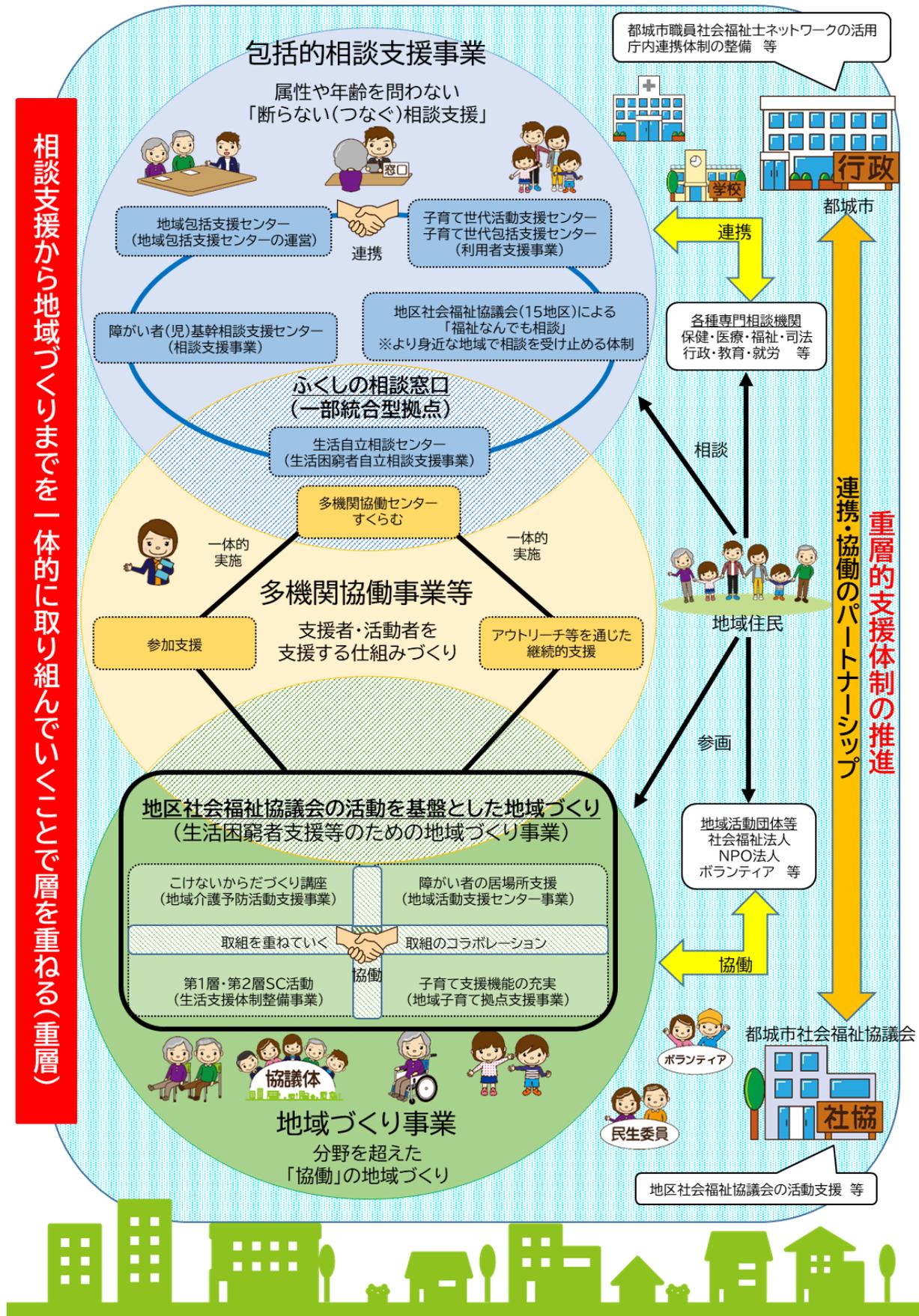
分野横断的な取組を推進していくために、既存の各種会議の活用を通して、重層的な支援体制を構築していきます。

また、本市では専門職として社会福祉士を採用しており、「都城市職員社会福祉士ネットワーク会議」を発足しています。同会議を活用し、庁内外の関係機関との連携強化を図っていきます。

⑤ 今後の重点的な取組に関すること

②で示した多機関協働事業等の機能をさらに発揮できる体制づくりに取り組むとともに、地域づくりにおいては、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野を超えた事業展開を推進し、「個別支援と地域支援」を一体的に進めていきます。①から④を着実に推進することで“都城版”重層的支援体制を構築していきます。

“都城版重層”の仕組み



第5章 計画の進行管理

施策の柱	重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
1.1 相談窓口の充実	アウトリーチによる新規相談件数	24 件	40 件
1.2 包括的な支援体制の仕組みづくり	重層的支援会議開催数	28 回	40 回
1.3 地域共生社会の実現に向けたデジタル化の推進	高齢者等に対するデジタル技術の講習会及び相談会の実施回数	215 回	215 回
1.4 ソーシャルワークを担う人材の育成	庁内社会福祉士ネットワーク会議の開催数 (情報共有・研修会)	1 回	3 回
2.1 地域福祉の応援団づくり	社会福祉施設等との避難支援協定に基づく個別避難計画の作成数	-	10 件
2.2 地域でつながる機会の充実	孤立や孤独を抱えている地域住民を対象とした共生型サロンの開設数	1 か所	6 か所
2.3 生活困窮者支援の充実	自立支援計画作成における就労の割合	29%	35%
3.1 社会参加の機会の確保・創出	参加支援事業におけるサロン等の地域資源の創出数	1 件	5 件
3.2 こどもがいきいきと成長できる環境	地域と連携した学校に対する福祉教育の実施回数	27 回	32 回
3.3 「その人らしく」生きるための支援	成年後見制度に関する相談会及び研修会の実施回数	3 回	3 回
3.4 多様な地域生活課題への対応	再犯防止にむけた関係機関との意見交換及び研修会の実施回数	-	2 回
	ひきこもり支援に関する支援プラン (多機関・アウトリーチ・参加支援) の作成数	3 件	30 件